

医療法人の出口戦略②

役員退職金手取額増加対策

役員が医療法人から資金を得るには役員退職金が有利です。役員退職金の手取額を増やすためには役員退職金額を増やし、退職金の税金を少なくすることです。今回は、税金面からの役員退職金手取額増加を検討します。

1. 役員退職金計算の仕組み

- (1) 退職金手取 = 退職金収入 - 退職金の税金
- (2) 退職金の税金 = 退職所得 * 税率
- (3) 退職所得 = (退職手当等 - 退職所得控除) * 1/2

2. 退職金課税が有利な点

(1) 税金計算上、課税額が 1/2 となる

- ① 給与等の税金に比べて税金が 1/2 以下となります
- ② 役員退職の場合は、勤続5年以上とする（5年以下の場合は 1/2 適用無）

(2) 退職所得控除が適用される

- ① 勤続期間の1年未満の端数月は切上げ（期間通算の2回目以降は切下げ）
- ② 2か所以上からの支給が見込まれる場合には、期間の通算がすくなくなるように検討する
- ③ 一般の退職金のみ（小規模共済の退職金受取も含む）は前回支給から間4年以上あける
- ④ 2回目以降が確定拠出年金の退職受取の場合は、前回支給から間19年以上空けるか、1回目を確定拠出年金の退職受取とし、次の支給は間4年以上の支給とする
- ⑤ 前回の退職金支給時に退職所得控除が全額適用できない場合には、次回、みなし通算期間の適用を検討する

(3) 他の所得に転換して非課税化の可能性⇒年金課税に転換して、公的年金控除の適用

- ① 医療法人からの退職金の年金受取⇒退職年金（雑所得、公的年金控除適用）
- ② 確定拠出年金の年金受取⇒雑所得、公的年金控除適用
- ③ 小規模共済掛金の年金受取⇒雑所得、公的年金控除適用
- ④ 公的年金控除は限度額があるので、本来の年金受取（公的年金、年金基金等）を考慮すること
- ⑤ 他の年金支給前の60歳から65歳間での年金への転換によることが実際の

医療承継計画書コンサル

65歳以上の院長を対象として、5年後の医療承継の計画書作成コンサルを開始しました。医療法人、個人事業の先生方の5年後の状況（退職、承継、売却等）を考慮しての事前検討コンサルです。

特に5年後にどのくらいの勇退資金（事業資金、生命保険等の退職資金）が見込まれるかということを中心にまとめています。今までの患者データや過去の節税対策を考慮しての計画書となります。

コンサル料金は、33万円（税込）からとなります。ご希望の場合は、弊社担当までお申しつけ下さい。報告まで1か月位のお時間をいただいております。

歯科会計®

令和 2 年医療施設調査

令和 4 年 4 月 27 日に公表の厚生労働省「令和 2（2020）年 医療施設（静態・動態）調査（確定数）」から、医療施設の種別別施設数について掲載しています。

全国の医療施設は 178,724 施設で、前年に比べて 692 施設減少しました。

この内、歯科診療所は 67,874 施設で 626 施設の減少となっています。

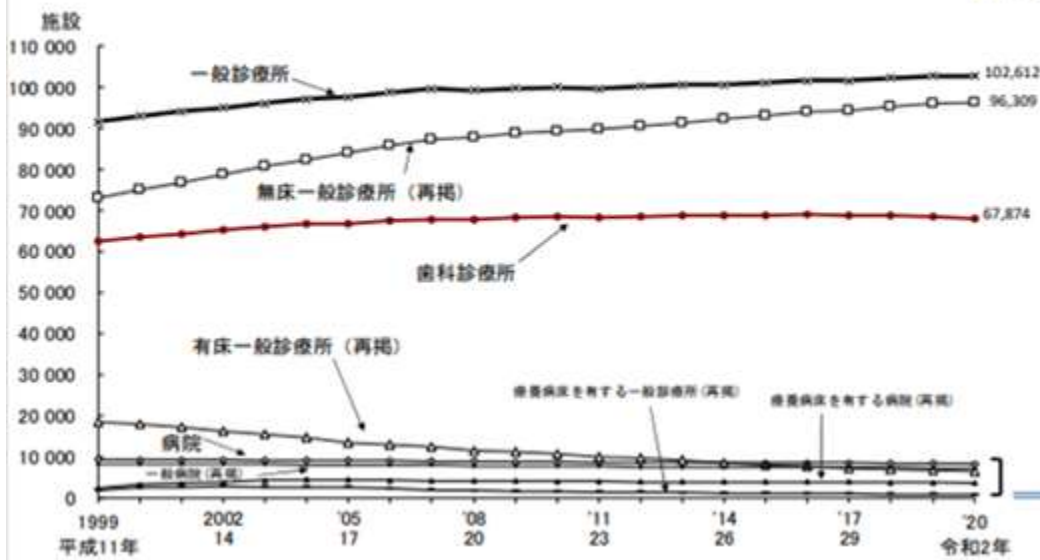
表 1 施設の種別別にみた施設数

各年10月1日現在

	施設数		対前年		構成割合(%)	
	令和2年 (2020)	令和元年 (2019)	増減数	増減率 (%)	令和2年 (2020)	令和元年 (2019)
総 数	178 724	179 416	△ 692	△ 0.4
病 院	8 238	8 300	△ 62	△ 0.7	100.0	100.0
精神科病院	1 059	1 054	5	0.5	12.9	12.7
一般病院 (再掲) 療養病床を有する病院	7 179	7 246	△ 67	△ 0.9	87.1	87.3
3 554	3 662	△ 108	△ 2.9	43.1	44.1	
一般診療所	102 612	102 616	△ 4	△ 0.0	100.0	100.0
有 床 (再掲) 療養病床を有する 一般診療所	6 303	6 644	△ 341	△ 5.1	6.1	6.5
699	780	△ 81	△ 10.4	0.7	0.8	
無 床	96 309	95 972	337	0.4	93.9	93.5
歯科診療所	67 874	68 500	△ 626	△ 0.9	100.0	100.0
有 床	21	20	1	5.0	0.0	0.0
無 床	67 853	68 480	△ 627	△ 0.9	100.0	100.0

図 1 医療施設数の年次推移

各年10月1日現在



出典：厚生労働省「令和 2（2020）年 医療施設（静態・動態）調査（確定数）・病院報告の概況

ドクター会計

コロナ関連支援金・借入金

現在実施されている新型コロナウイルス感染症に伴う支援策についてまとめました。申請期限が延長されているものもありますので、ご注意ください。

名称	申請期限	概要
事業復活支援金	申請期限 <u>6/17 (金) まで延長</u> 申請前に必要な登録確認機関による <u>事前確認は 6/14 (火) まで</u> ※申請 ID の発行は 5/31 (火) まで ※すでに事業復活支援金を受給した 方の内、差額給付の対象となる場合 は 6/1 (水) ~6/30 (木) まで差額 給付の申請可能	2021 年 11 月~2022 年 3 月のい ずれかの月の売上高が 30%以上減少し た場合に 50 万円~250 万円の範囲内 で支給
雇用調整助成金	毎月の給与締日の翌月から 2 カ月以 内 現行令和 4 年 6 月末まで ⇒令和 4 年 9 月末まで延長予定	事業主が労働者に休業手当を支払う 場合に、その一部を助成 1 人 1 日あたりの上限額 原則 9,000 円 特例 15,000 円
福祉医療機構 新型コロナウイルス 対応支援資金	令和 4 年 9 月末まで	前年同月比減収又は利用者減少で当 初 5 年間無利子 融資額 (診療所) 3 割以上減収 5,000 万円 3 割未満減収 4,000 万円 6 年目以降の金利 0.4%(5/31 現在)
日本政策金融公庫 新型コロナウイルス 感染症特別貸付	令和 4 年 9 月末まで	融資額 6,000 万円まで当初 3 年間基 準金利▲0.9% 売上減少要件に該当する場合、最長 3 年間の利子補給 (実質無利子)

医療承継

遺産が未分割のまま申告期限をむかえると

相続税の法定申告納付期限は亡くなった日の翌日から 10 カ月となっています。遺言書がない場合は、相続人で遺産分割協議を行い、遺産の分割方法を確定させてから相続税の申告をすることになります。申告期限までに遺産分割がまとまらなかった場合には、以下のデメリットが生じます。

① 配偶者控除が受けられない

配偶者が相続する財産に対して、法定相続分また 1 億 6000 万円（いずれか大）までの財産について、税負担が生じない配偶者控除の特例は、遺産が未分割のままでは適用できません。この場合、相続税額の負担が大きくなることとなります。

② 小規模宅地の特例を適用できない

居住用の土地や賃貸・事業用の土地に対しては、要件を満たせば大幅な評価の減額を受けられる特例がありますが、遺産が未分割のままではこの特例が適用できません。この場合も相続税額の負担が大きくなります。

③ 物納財産として認められない

相続税を一括して現金で納付することが困難であると認められる場合には、他の財産で納める物納の制度があります。未分割の不動産等の財産については、これを物納財産とすることができません。

④ 相続税の取得費加算の特例

相続または遺贈により取得した土地、建物、株式などの財産を、申告期限の翌日から 3 年以内に譲渡した場合に、相続税額のうち一定金額を譲渡資産の取得費に加算することができる特例があります。相続財産を売却した年の 1 2 月 3 1 日までに遺産の分割が確定しない場合には当該特例が適用できません。

⑤ 預貯金の引出しや不動産売却等が制限

遺産の分割が確定するまでは、銀行等の預貯金の解約引き出しや不動産の売却等が大きく制限されます。

このように遺産が未分割であると様々なデメリットが生じますので、法定期限内での早めの遺産分割の確定をお勧めします。やむをえず遺産分割を法定申告期限までに確定できない場合の対応（特に①②に対し）については、次回の安心会計ニュースにてとりあげます。